

第1 学校教育相談推進校事業

1 目的

本事業は、都立学校における教職員の教育相談の資質の向上及び学校の教育相談体制の構築に資する事業である。

長期欠席、中途退学、怠学、反抗、友人関係、発達障害及び自傷行為等の生徒の課題解決のために主体的に取り組む学校に対して、当センターが一年間を通して教育相談的な視点からの支援を行い、その成果を他の都立学校に発信するものである。

2 内容

- (1) 都立学校の教育相談機能の構築を図るため、指導主事と心理職が担当となり、一年間を通して学校教育相談に係る支援を行う。
- (2) 問題行動等の生徒指導上の課題解決に主体的に取り組む学校で、希望する学校の中から学校教育相談推進校に指定する。
- (3) 推進校各校の教育相談にかかわる課題を明確にし、年間の目標及び計画を学校と協議して定め、学校が主体的に取り組めるよう支援する。
- (4) 推進校の成果を報告書や発表会を通して、都立学校の管理職及び教職員に、学校教育相談の必要性を周知し、教職員の資質の向上を図る。

3 主な支援内容

- (1) 教育相談体制の構築に向けた指導・助言
- (2) 校内研修会における指導・助言（問題行動の理解、学習意欲の向上、生徒への対応、保護者への対応、専門機関との連携等）
- (3) 事例検討会の企画・運営に係る助言及び講師派遣
- (4) 教職員との個別相談
- (5) 保護者対象の講演会の企画・運営に係る助言及び講師派遣
- (6) スクールカウンセラーの活用の仕方についての助言（スクールカウンセラー配置校）
- (7) その他学校教育相談に係る指導・助言

4 平成19年度学校教育相談推進校

- (1) 東京都立蒲田高等学校
- (2) 東京都立練馬工業高等学校
- (3) 東京都立稔ヶ丘高等学校
- (4) 東京都立矢口養護学校